

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	湖西市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kosai.shizuoka.jp/9530.htm

執行機関名 湖西市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	湖西市営住宅管理条例(平成9年湖西市条例第20号)による市単住宅(同条例第2条第3号に規定する市単住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	19	
番号法別表第2の項	31	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の6の項湖西市営住宅管理条例(平成9年湖西市条例第20号)による市単住宅(同条例第2条第3号に規定する市単住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和三十六年六月四日法律第百九十三号)第1条	湖西市営住宅管理条例(平成9年湖西市条例第20号)第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づく市営住宅及び共同施設の管理について、法及び地方自治法並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		湖西市営住宅管理条例(平成9年条例第20号) 湖西市営住宅管理条例施行規則(平成9年規則第29号)